

## 技術指針等の改定について

### 1 これまでの経緯

環境影響評価法（以下、「法」という。）の改正に関する国会での審議と並行して、昨年8月10日に京都市環境影響評価審査会（以下、「審査会」という。）を開催し、京都市環境影響評価等に関する条例（以下、「条例」という。）の改正に伴う技術指針及び事前配慮指針の改定について、市長から諮問を行った。しかしながら、その後の国会審議が当初の想定スケジュールより大きく停滞したため、本市においても、審査会での審議を見合わせていた。

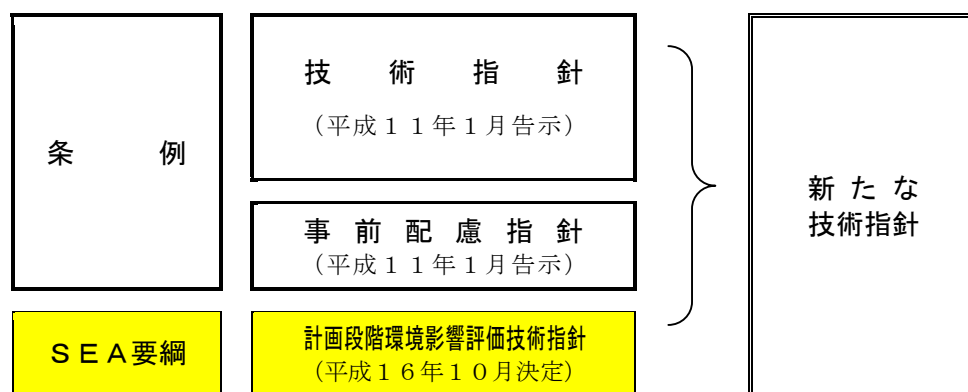
このたび、改正法が本年4月に公布され、平成25年4月から施行（平成24年4月から一部施行）されることとなり、国において「環境影響評価法に基づく基本的事項等に関する技術検討委員会」で環境アセスメントの手法等についての技術的な事項の改定作業が始まったことから、審査会での議論を再開することとなった。

なお、条例の改正内容については、審査会とは別に京都市環境審議会（環境影響評価条例部会）において、審議が行われている。（別図参照）

一方、審査会は、平成23年6月12日に第7次委員への改選を行い、5名の新委員を迎えた。条例改正に伴う技術指針及び事前配慮指針の改定について、引き続き審議をお願いしたい。

### 2 審査会での審議内容の方向性

現行の条例及び京都市計画段階環境影響評価要綱（以下、「SEA要綱」という。）においては、下記の3指針があるが、これらを統合し、SEAから事後調査までを網羅した新たな技術指針策定に向けた審議をお願いしたい。



ただし、法における技術的な事項が判明するのは、平成24年7月（基本的事項の公表）から10月（主務省令施行）の予定となっており、本審査会において本格的に内容をご審議頂くのは、平成24年8月頃からを予定している。

### 3 現行指針の概要について

「技術指針」は、環境影響評価が適切かつ円滑に実施されるよう環境影響評価等に係る項目、方法等について定めたもので、指針で示された手順に沿って事業者が環境影響評価等を実施することとなる。具体的には、下記手続きの際に、必要な事項が定められている。

- ・方法書の作成
- ・環境影響評価項目の選定
- ・環境影響評価の実施（現状調査，予測，評価）
- ・準備書，評価書の作成
- ・事後調査計画書，事後調査結果報告書の作成

一方，今回の条例改正のポイントは，計画段階環境影響評価を加えることであるが，本市の「計画段階環境影響評価技術指針（平成16年10月決定）」及び「事前配慮指針（平成11年1月告示）」は，いずれも，事業計画が固まる前の段階において，環境影響をより低減させた事業計画となるように，事業者が環境配慮事項を検討する際の参考となる技術的な内容となっている。

以下に，現行の指針の概要を示す。

#### （１）技術指針

- ・民間事業者の対象事業にも適用される。（条例に基づき実施）
- ・事業者による事業計画策定後の方法書作成から事後調査まで環境影響評価等に係る技術的な事項を定めている。

環境要素（例：大気質，水質，土壌，地盤，生態系など）

調査項目（例：大気質の場合，二酸化硫黄・一酸化炭素・浮遊粒子状物質・窒素酸化物など）

予測手法（例：大気質の場合，大気拡散モデルを用いる数値計算・風洞模型実験・野外拡散実験など）

#### （２）事前配慮指針

- ・民間事業者の対象事業にも適用される。（条例に基づき実施）
- ・事業計画の構想，立案段階において，事業者が配慮すべき事項を事業種毎に具体的に示している。（例：道路計画では，水循環の確保及び低騒音化を図るために，排水性舗装等の導入に配慮するなど）

#### （３）計画段階環境影響評価技術指針（S E A技術指針）

- ・本市の対象事業に限り適用される。（要綱に基づき実施）
- ・最も問題となる環境要素を洗い出し，当該要素に係る複数案を検討する。
- ・3～5案程度の代替案が適当である。
- ・現状から新たな行動を起こさない案（ゼロオプション）を，必ずしも含める必要はない。
- ・現状調査は，原則，既存文献の収集により行うこととしている。
- ・予測手法については，定性的な把握でもよいこととしている。

### 4 ご審議頂く主な論点

#### （１）全般的なこと

- ・新たな予測手法への対応のほか，どこまで予測手法を定めるのか。
- ・評価方法について，環境基準等との整合を図る以外に，どこまで求めるか。

#### （２）現行S E A制度の見直しについて

改正法との整合を図りつつ，市独自のS E A手続きにおいて，複数案の設定，位置・規模に関する複数案，ゼロオプションの必要性，行政計画への適用をどうするか。

(3) 環境要素等について

- ・風力発電所に係る予測評価をどう規定するか。
- ・生物多様性に対する定量的な予測評価（代償措置を認めるか等を含む）をどうするか。
- ・近年大きな問題となっている、「生物多様性」、「温室効果ガス（省エネ等）」に対する、より実態に即した予測評価をどのように行っていくか。（環境要素の軽重の見直し）

(参考)

平成22年度第1回環境影響評価審査会(平成22年8月10日)での主な意見と回答

■法改正について

主 な 意 見	考え方の整理(当時)
法改正について、第一種、第二種の区分は残るか？ 風力発電事業についても、同様の区分はあるのか？	風力発電事業も含めて、第一種、第二種事業の区分はそのまま残る。
現条例の対象事業は、国より小規模から対象か？	対象である。また事業種も国より幅が広い。

■条例改正について

主 な 意 見	考え方の整理(当時)
現条例の対象事業は、国より小規模から対象か？	対象である。また事業種も国より幅が広い。
この”上乗せ部分”についてもSEAの対象とするのか？	対象とする。
SEA要綱をそのまま条例化するとして、小規模な第二種計画についても審査会で審査することになるのか？	検討いただきたい。 事務局では第二種事業であっても審査会で審査いただく方向で考えている。
SEA要綱における、第2種計画の現在までの実例は？	各区役所、学校等が多い。廃棄物中間処理施設、公園等もある。
法第二種事業ではスクリーニング制度があるが、改正条例でSEAにスクリーニング規定を設けるのか？	設けない予定である。
法に倣い、第二種のSEAについては任意としてもいいのではないか。	任意とするならば、事業者がSEAを実施しないと判断するに至った客観的な理由を示す必要があるのではないか。
細切れ開発等によるアセス逃れを防ぐ手法を検討いただきたい。	検討する。
電子縦覧は単にホームページで公開しただけでは市民には伝わらない。 また、過去の図書をいつまで公開するか等についても留意が必要である。	検討する。

■技術指針等の改定について

主 な 意 見	考え方の整理(当時)
SEA技術指針と事前配慮指針とのすり合わせについて案はあるか。	今後検討していく。
国の基本的事項の改定に先行して独自に改定しても良いのか。	国と並行して検討をお願いしたい。

<p>答申（市長意見）で事業の中止を求めた事例もある。配慮書の段階でそのように答申しても良いのか。</p>	<p>事業の中止までを求めるのは難しいが「事業をやれば取り返しがつかない」と表現することはできる。 事業をやるかやらないかということも含めた複数案を求めるべきではないかと考えている。</p>
<p>配慮が不十分な場合は、もう一度配慮書から提出させるべきである。</p>	<p>配慮書段階に限らず、場合によっては方法書や準備書段階からでも、配慮書からやり直すこともあり得ると考えている。</p>
<p>審査会では、配慮書案、方法書、準備書の各段階で、計3回審査するのか？</p>	<p>そのとおりである。</p>

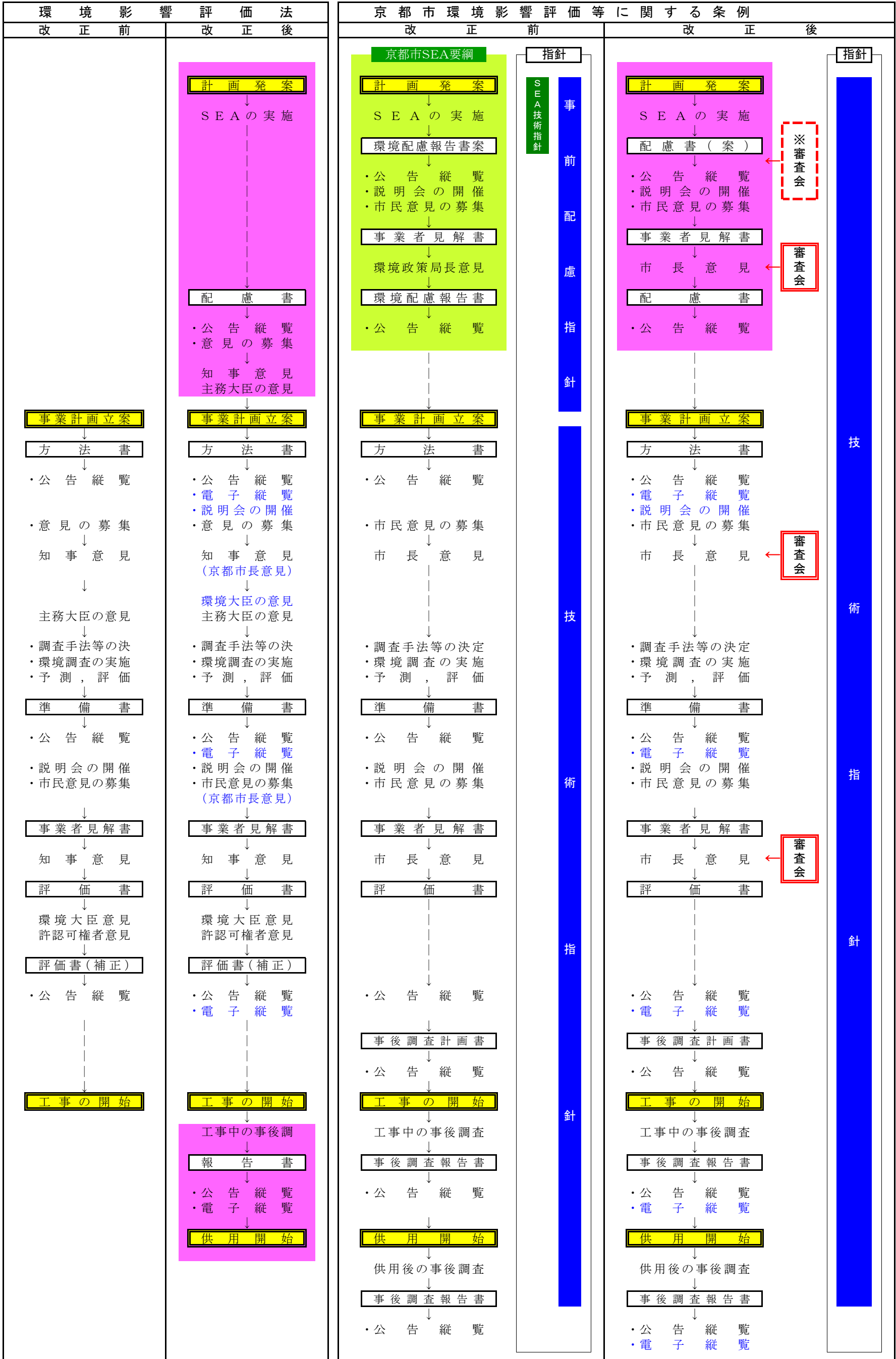
### ■複数案について

主 な 意 見	考え方の整理（当時）
<p>複数案のどれか1案を審査会が選ぶことになるのか？</p>	<p>選ばない。選ぶのは事業者。また複数案の中から”良いところ取り”をすることは可能。</p>
<p>複数案は必ず求めるのか？</p>	<p>民間事業等実際に困難な場合も考えられる。国の動向を注視する。</p>
<p>立地代替や施設配置ではなく、例えば処理工程等で複数案を出すことは可能か？</p>	<p>現行のSEA要綱では可能である。</p>
<p>複数案から最適案を選ぶためのガイドラインを示すべきである。</p>	<p>技術指針の中で示していきたい。</p>

### ■技術的事項について

主 な 意 見	考え方の整理（当時）
<p>アセス審査中の対象施設に、アセス対象外の大きな店舗が隣接してできた場合には、店舗に出入りする車からの排ガス等の影響の方が大きく、本来の対象施設から発生する環境影響の予測・評価が難しくなるのではないか。</p>	<p>検討する。</p>
<p>火力発電所等と違い、集客施設等で、建物の広さだけをもって、環境に著しい影響があると言えるのか？</p>	<p>検討する。</p>
<p>10階建ての駐車場の騒音排ガスで周辺住民が困っているという例もある。アセスをすべきだったと思う。 （他の委員からの意見） ・駐車場の場合は車の台数や流れ等の情報がないと審査が難しいのでは。 ・（予測評価対象外の）地域の交通安全等の問題もあるのでは。</p>	<p>本条例だけではなく、大店法や他の関連する法令との関係も重要になると思う。</p>
<p>景観について、各図書の段階ごとにどの程度の規模の配慮を求めるか明確に願う。</p>	<p>検討する。</p>

法及び条例の環境アセスメント事務手続きフロー図 (改正前後の比較)



その他○細切れ開発等の規模要件を合算  
○SEA要綱第二種事業を条例へ追加(対象は、本市事業、市有地の民間事業、小規模開発事業に限る)

※ 審査会：希少な動植物の生息等に関する情報についての、公開の是非を検討する場合にのみ開催

別図